

中野区で働きませんか



中野区職員採用試験説明会

人事係／8階 ☎(3228)8041 FAX(3228)5647

内容 仕事の魅力・やりがいや職場の雰囲気などをテーマにした職員のパネルディスカッション、質疑応答

対象 特別区職員採用試験・選考を受験希望の方

日時 2月5日(水)午後2時～4時(予定)

会場 区役所6階会議室

申込 1月24日までに電子申請で。抽選で100人。結果は、1月31日までに全応募者へ通知

4月から働く会計年度任用職員

勤務時間は原則1日7時間45分及び週31時間以内で、勤務期間は4月1日～来年3月31日の1年以内。
勤務日数・期間によっては、期末手当や社会保険などの対象になります。交通費支給(限度額あり)。
☆詳しくは、区HPか、各係窓口などで配布している採用選考案内や募集要項をご覧ください

募集する職種一覧

職種(採用人数)	対象	勤務条件	係・問合先	申込
福祉相談員 (1人)	区内在住で、身体 障害者手帳の交付 を受けている方	月14日 月額167,586円	障害者相談係／3階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5662	1月20日までに所定 の申込書、資格を証 明する書類の写しを 郵送または直接、左 記係へ
児童館利用者 支援専門員 (6人)	児童館や保育所、 幼稚園等で1年以 上の実務経験があ る方など	月20日以内 月額219,000円	地域子ども施設調整 係／7階 ☎(3228)8934 FAX(3228)5679	1月31日までに所定 の申込書を郵送また は直接、左記係へ
区立保育園での 保育補助など (登録制)	高校生を除く 18歳以上の方	時給1,459円～ 1,662円 ☆職種・勤務日数 などにより異なる	区立保育園係／3階 ☎(3228)8638 FAX(3228)5679	電子申請か、所定の 申込書を郵送または 直接、左記係へ。欠 員などの状況に応じ て随時選考 ☆今年3月までの登 録者も募集中

税の手続きをお忘れなく

課税係／2階 ☎(3228)8913 FAX(3228)5456

住民税(特別区民税・都民税)の 申告書を郵送します

1月1日現在、区内に住所があり、申告が必要と思
われる方へ、2月5日に申告書を郵送します。申告が
必要な方は、課税係へ忘れずに申告を。

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)

☆郵送での提出を推奨しています。同封の返信用封
筒で提出できます

事業主の方へ

1月31日までに令和7年度(同6年分) 給与支払報告書の提出を

お早めに、郵送または直接、課税係へ。インターネッ
トを利用した地方税の電子申告システムeLTAXでも
提出できます。

☆前々年の報告書が100枚以上の場合、eLTAX等
での報告が義務付けられています

個人住民税の「特別徴収」を 徹底しています

東京都と都内区市町村は、原則として全事業主を
「特別徴収義務者」に指定しています。事業主のみな
さんは、ご理解・ご協力をお願いします。

☆特別徴収の納入にはeLTAX内の「地
方税共通納税システム」が便利です。パ
ソコンで複数の自治体へ一括納付でき、
手数料は掛かりません(クレジット納付を
除く)



▲eLTAX HP

特別徴収とは

事業主の方が従業員に代わり、毎月の給与か
ら個人住民税を差し引いて納付する制度です。

従業員が常時10人未満の場合は、従業員が
住む区市町村から承認を受けることで年12回
の納期を年2回にする「納期の特例制度」も利用
できます。

詳しくは、東京都主税局HPをご覧ください。

確定申告書の作成は 「確定申告書等作成コーナー」で

中野税務署 ☎(3387)8111(代)
☆自動音声案内

国税庁HP内「確定申告書等
作成コーナー」はこちら▶



相談がある場合は申告書作成会場へ

受付日時 2月17日(月)～3月17日(月)の平日
午前8時30分～午後4時

☆相談開始は午前9時。3月2日(日)も開催

会場 中野セントラルパークカンファレンス(中野
4-10-2)

入場整理券が必要です

2月7日からLINEアプリで
事前に入手できます。

☆当日、申告書作成会場でも
若干数配布します



▲国税庁公式
LINEアカウント

1月は固定資産税(償却資産)の 申告月です

中野都税事務所 ☎(3386)1118

1月1日現在、23区内に償却資産(土地・家屋以外
の事業用資産)を所有している方は、1月31日まで
に、資産が所在する区にある都税事務所に申告して
ください。 ☆eLTAXからも申告できます

区HPもご覧ください

こちらから、
税のお知らせを確認できます▶



にせ税理士にご注意を

税務相談・税務書類の作成・税務代理をするた
めには、税理士資格が必要です。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッ
ジを着用しています。詳しくは、東京税理士会HP
をご覧ください。同会☎(3356)4461へ問い合
わせを。